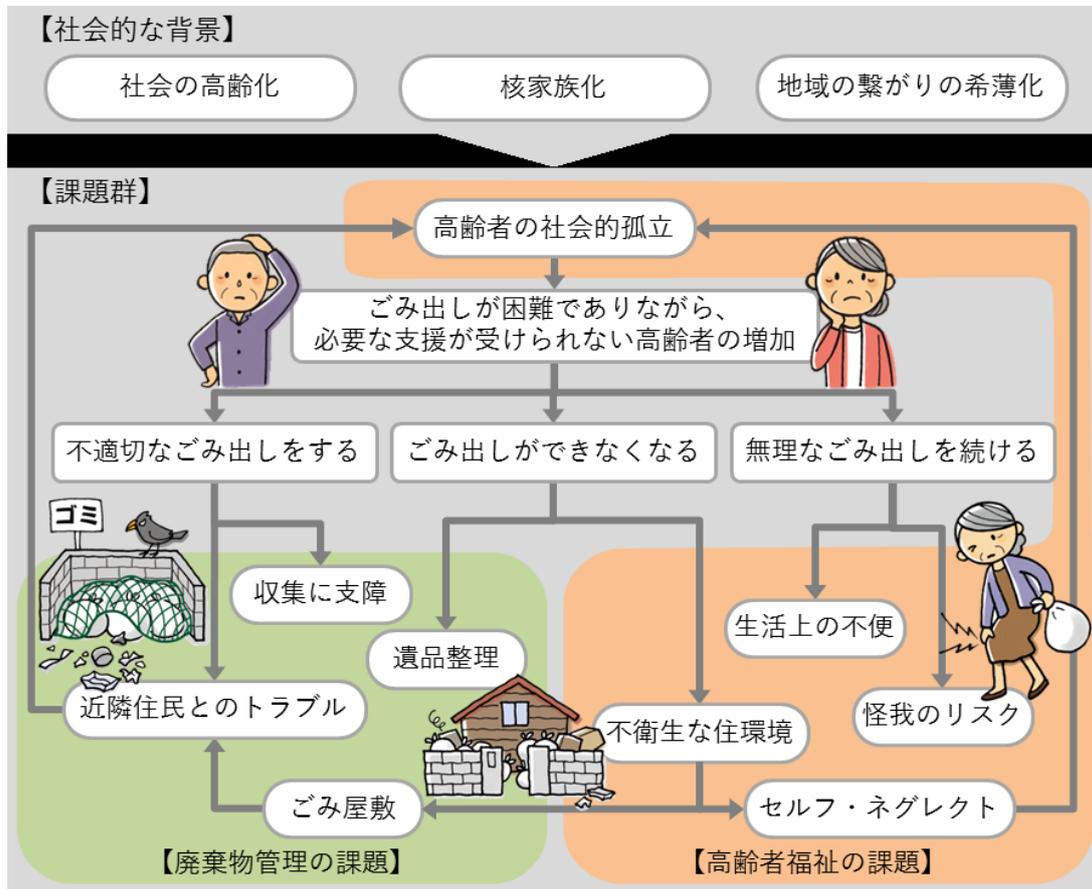
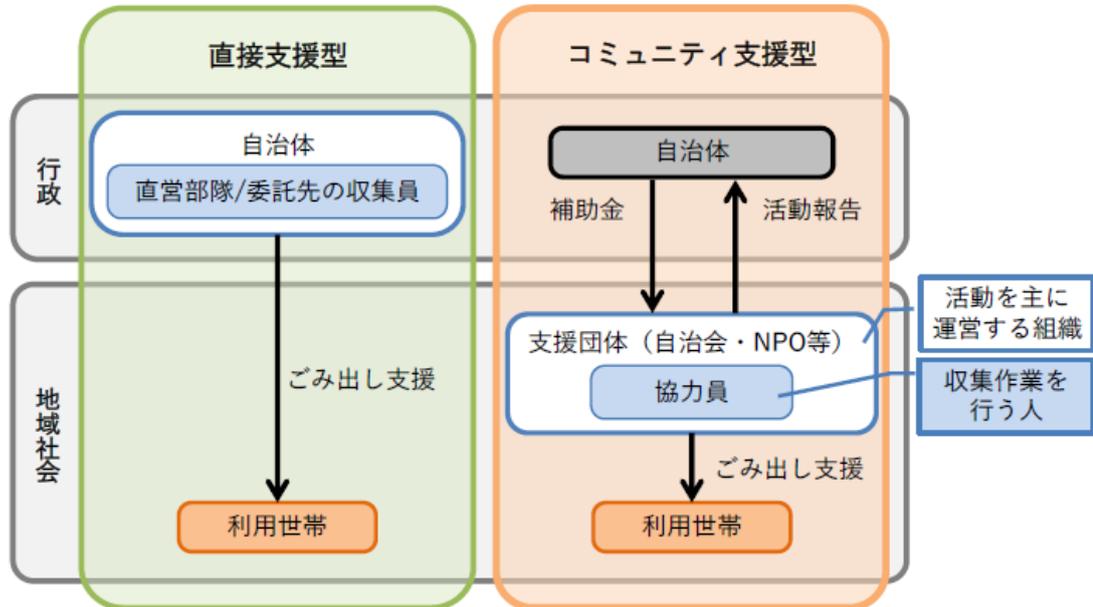


弘前市ごみ出しサポート事業について

背景: 高齢化や核家族化を背景として、ごみ出しが困難でありながら十分な支援を得られない高齢者等が増加していることが全国的な問題となっています。



他自治体の状況：導入している自治体は2割程度（県内なし）
 支援方法は、直接支援型が9割、コミュニティ支援型は少数
 収集体制は、直営が6割強で、委託が3割弱、両方が1割弱



方針：国の調査資料や過去に行ったケアマネージャー等へのアンケートなどを
 勘案すると、弘前市においても一定数の困難者が存在するものと考えられます。
 ※国立環境研究所発行の「高齢者ごみ出し支援ガイドブック」掲載の推計式を用
 いると、弘前市では150世帯程度と推計されます。

ごみ出し支援は、高齢化・核家族化の更なる進展によって、今後ますます重要な課題となってくることが見込まれ、超高齢社会に対応した廃棄物処理体制へ
 とシフトしていく必要が生じています。

県内ではまだ導入事例がありませんが、課題を先取りし、迅速に対応するため、
弘前市では令和2年度から制度を導入することとしました。

高齢者等へのごみ出し支援 制度設計

名称：「弘前市ごみ出しサポート事業」

支援体制：直接支援型（直営）

支援方法：

- ・収集回数は週 1 回、間口（玄関口）まで市職員が伺います。
- ・収集区分は大型ごみ以外とし、対象世帯が用意したごみ箱へ分別区分ごとに分別して排出してもらいます。
- ・連続して 2 回ごみ出しがない場合は、環境課から福祉部の安心安全見守りネットワークへ連絡する体制とします。

対象世帯：

- ・次の①または②に該当する者のみで構成される世帯のうち、自ら集積所までごみを運ぶことが困難でかつ、身内などの協力を得ることができない世帯
- ① 介護保険法の要支援又は要介護の認定を受けている者で、訪問介護又は総合事業の訪問型サービスを利用している者
- ② 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、居宅介護又は重度訪問介護に係る介護給付費の支給決定を受けている者
- ・その他特別の事情により市長が特に必要と認める世帯

利用方法：

- ・申請書を提出（窓口：環境課）※担当ケアマネなどの代理申請も可
- ・訪問を実施（福祉部門の協力→申請者の情報提供）
- ・可否の決定（申請者：ごみ箱を設置 市：ごみ出しサポートステッカーを配布）
- ・支援開始（福祉部門の協力→安心安全見守りネットワークとの連携）

制度開始までのスケジュール：

- 1 1 月 制度概要について弘前市廃棄物減量等推進審議会へ報告
- 1 2 月 周知開始（広報ひろさき 1 2 / 1 号、ホームページ、チラシ）
- 1 月 受付開始→随時訪問
- 3 月 課内打ち合わせ（ルート、曜日の決定）
- 3 月 決定通知→福祉部門へ対象者の情報共有
- 4 月 支援開始

集積所までごみを
持って行けない...

ヘルパーさんの来る時間
だとごみ出しできない...



令和2年4月1からはじまります！ 弘前市ごみ出しサポート事業



i ごみ出しサポート事業って？

高齢であることや体が不自由なことなどにより介護が必要な世帯で、ごみ集積所までのごみ出しが困難となっている世帯を対象に、ご自宅前までごみ収集にお伺いする支援制度です。

i サポートを受けられる世帯は？

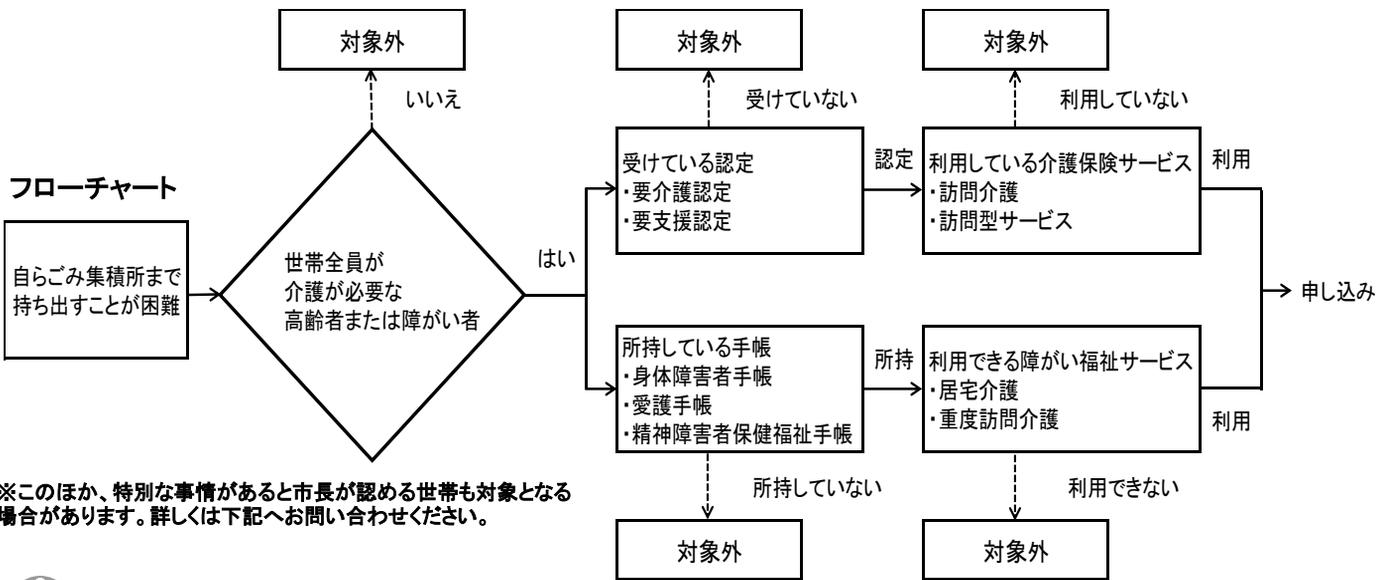
自らごみを集積所まで持ち出すことが困難な世帯で、原則世帯全員が次の介護が必要な(1)高齢者または(2)障がい者の要件に該当している世帯が対象です。

(1)高齢者(次の①のいずれかの認定を受け、かつ②のいずれかのサービスを利用している方)

①受けている認定 ・要介護認定 ・要支援認定	②利用している介護保険サービス ・訪問介護 ・訪問型サービス
------------------------------	--------------------------------------

(2)障がい者(次の①のいずれかの手帳を所持し、かつ②のいずれかのサービスを利用できる方)

①受けている認定 ・身体障害者手帳 ・愛護手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	②利用できる障がい福祉サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護
---	-------------------------------------



※このほか、特別な事情があると市長が認める世帯も対象となる場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

i ごみはどのように収集されるの？

大型ごみ以外のごみを、週1回、決まった曜日に収集します。
ごみは各自で分別して、自宅前のふた付の容器(利用者で用意)に出してください。

i 申し込みはいつからできるの？

令和2年1月6日(月)から受付を開始します。
申請書に必要事項を記入し、記名押印の上、下記申込先へ申し込みください。
申請書は、下記窓口で配布するほか、市ホームページからダウンロードもできます。
代理の方でも申し込みできます。詳しくは下記までお問い合わせください。